

## 令和6年度 第6回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日 時 令和7年3月18日(火) 13:30~13:50

2. 場 所 富山労働総合庁舎 5階大会議室

### 3. 出席者

公益代表委員 長尾会長、柳原委員、両角委員、堀岡委員  
労働者代表委員 石田委員、大森委員、黒川委員、本郷委員  
使用者代表委員 寺山委員、江下委員、八田委員、森口委員  
事 務 局 小島労働局長、倉重労働基準部長、  
成田賃金室長、佐竹賃金室長補佐

### 4. 議事次第

- (1) 令和7年度特定最低賃金改正に係る意向表明について
- (2) 令和6年度最低賃金改正状況について
- (3) その他

### 5. 資料

別添のとおり

### 6. 議事内容

[佐竹賃金室長補佐] それでは、定刻となりましたので、令和6年度第6回富山地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益代表委員の高倉委員、労働者代表委員の山本委員、使用者代表委員の和田委員が御欠席ですが定足数を満たしており、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

なお、委員の皆様には既にお知らせしておりますが、労働者代表の鈴木委員が退任され、昨年12月16日付けで本郷委員に御就任いただいておりますので、御紹介させていただきます。

本郷委員でございます。UAゼンセン富山県支部 主任でいらっしゃいます。

最新の委員名簿を資料No.1としてお配りしておりますので御確認ください。

それでは、ここから議事進行を長尾会長にお願い致します。

[長尾会長] それでは議事に入ります。

まず、議事1の令和7年度特定最低賃金改正に係る意向表明について事務局から報告してください。

[成田賃金室長] 賃金室長の成田でございます。本日もどうぞよろしくお願いたします。

前回、第5回本審におきまして特定最低賃金改正の申出意向がある場合は、2月末までの表明をお願いしておりましたところ、富山労働局長に対し意向表明がありましたので、御報告いたします。

資料No.2を御覧ください。1枚目は、意向表明の状況を事務局で取りまとめた一覧でございます。2枚目以降に、各意向表明書の写しを添付しておりますので、併せて御覧ください。

最低賃金の名称は一部略称を使用させていただきますが、一覧に記載のとおり、令和7年度につきましては、上から順に、富山県一般機械・自動車部品製造業最低賃金、富山県電気機械器具製造業最低賃金、及び、富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金の3件の特定最低賃金につきまして、最低賃金改正の申出を行う意向が表明されました。

意向表明者は、それぞれ一覧に記載のとおりでございます。

また、申出の時期は、いずれも令和7年7月末までとなっております。

以上です。

[長尾会長] 今ほど意向表明について報告がございましたが、労働者代表委員から何か補足する事項等はございますでしょうか。

[労働者代表委員] 特にありません。

[長尾会長] ありがとうございます。

使用者代表委員から、今ほどの意向表明について御意見等ございますでしょうか。

[使用者代表委員] 特にありません。

[長尾会長] ありがとうございます。

それでは、3件の特定最低賃金について、来年度、改正申出の意向があることを確認いたしました。

次に、議事2の令和6年度最低賃金改正状況について事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 今年度の最低賃金改正状況について説明いたします。

資料No.3を御覧ください。こちらは、全国の地域別最低賃金の改正状況をランク別に取りまとめたものです。

御案内のとおり、今年度、中央最低賃金審議会から地域別最低賃金額改正の目安は、ランクに係わらず50円と示された中、全国で改正審議が行われ、20都道府県で50円の引上げ、27県で50円を上回る引上げとなりました。

この結果、左下の参考の表にありますとおり、令和6年度は全国加重平均額が1,055円、率にして5.07%の引上げとなりました。

また、効力発生效年月日については、令和6年10月1日発効が25都道府県、10月2日以降の発効が22県となりました。

最低賃金額が最も高いものは東京都の1,163円、最も低いものは秋田県の951円で、金額差で212円となりました。

次に、資料No.4を御覧ください。こちらは富山県における各最低賃金の過去10年の改正の推移等をまとめ、一覧にしたものです。改正が行われた最低賃金は黄色い網掛け、改正

が見送られた最低賃金が白い網掛けとなっています。

表の上から2行目に富山県最低賃金の推移を記載しており、今年度は、時間額 998 円と決定され、昨年 10 月 1 日に発効しております。

その下に、特定最低賃金の推移を記載しており、今年度は、一般機械・自動車部品製造業最低賃金が 1,035 円、電気機械器具製造業最低賃金が 1,002 円、百貨店総合スーパーマーケット最低賃金が 1,003 円と決定され、昨年 12 月 26 日乃至 27 日に発効しております。

続きまして、資料No.5を御覧ください。こちらは、今年度の本審及び専門部会の開催状況を取りまとめたものです。

説明は省略いたしますが、本日の本審を含め、21 回にわたり御審議をいただきました。ありがとうございました。

最低賃金の改正状況については、以上です。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御意見等はございますか。  
労働者側はいかがでしょう。

[労働者代表委員] ありません。

[長尾会長] 使用者側はいかがでしょう。

[使用者代表委員] ありません。

[長尾会長] 続きまして、議事3その他となっておりますが、何かございますか。  
労働者側はいかがでしょう。

[労働者代表委員] ありません。

[長尾会長] 使用者側はいかがでしょう。

[使用者代表委員] ありません。

[長尾会長] 事務局から何かございましたらお願いします。

[成田賃金室長] 事務局からは特にございませんが、今年度の審議会は本日が最後となりますので、富山労働局長から御挨拶申し上げます。

[小島労働局長] 本年度、最後の最低賃金審議会となりましたので、一言、御礼申し上げます。

長尾会長様をはじめ、各委員の皆様方には、年度末の大変お忙しい中、本審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日は、令和6年度最後の、そして、第56期富山地方最低賃金審議会委員での最後の審

議となったところです。

今年度の富山県最低賃金、また、県内の3件の特定最低賃金の改正発効につきましては、先ほど、事務局から報告させていただきましたとおり、富山県最低賃金は昨年10月1日に、3件の特定最低賃金は昨年12月中に滞りなく発効することができたところでありまして、これまでの答申に至るまで、公・労・使それぞれのお立場から、真摯に議論していただくとともに、最後まで合意形成に向けた調整に、御努力いただいた賜物であり、改めまして、これまでの皆様方の御苦勞に敬意を表する次第であります。

労働局といたしましては、改正最低賃金の周知や支払いの履行確保はもとより、賃金引上げに向けた、中小・小規模事業者への各種支援策の活用につきましても、労働局をはじめ、労働基準監督署やハローワークなどにおきまして、積極的かつ、効果的な周知を図ってまいりますので、各委員の皆様方におかれましても、それぞれのお立場で、引き続き、改正最低賃金をはじめ、各種支援策の周知や活用に向けた、御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げ、誠に簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。

この一年間、誠にありがとうございました。

[長尾会長] 以上をもちまして、予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

本日の審議会の議事録確認委員には、私のほか、

労働者代表委員からは、本郷委員

使用者代表委員からは、八田委員

をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、本郷委員と八田委員には、後日、議事録を御確認いただくこととなりますので、よろしくお願ひします。

最後になりますが、この1年間、委員の皆様には、本審議会の調査審議に格別の御協力をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。